

『介護予防ケアマネジメントについて』

要支援者等にアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて目標を設定し、その達成に向けて自ら介護予防に取り組み、評価できるよう支援するものです。

また、高齢者自身が、地域で何らかの役割を果たせるような活動を継続することにより、日常生活上の何らかの困りごとに対して、心身機能の改善だけではなく、地域の中で生きがいや役割をもって生活できるような居場所に通い続けるなど、「心身機能」、「活動」、「参加」の視点を踏まえた内容となるよう要支援者等の選択を支援します。

(厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業」のガイドラインを一部変更)

新しい地域支援事業の全体像

<現行>

介護保険制度

<見直し後>

【財源構成】

- 国 25%
- 都道府県 12.5%
- 市町村 12.5%
- 1号保険料 22%
- 2号保険料 28%

介護給付 (要介護1~5)

介護予防給付 (要支援1~2)

訪問看護、福祉用具等

訪問介護、通所介護

現行と同様

事業に移行

全市町村で実施

多様化

介護予防事業
又は**介護予防・日常生活支援総合事業**

- 二次予防事業
 - 一次予防事業
- 介護予防・日常生活支援総合事業の場合は、上記の他、生活支援サービスを含む要支援者向け事業、介護予防支援事業。

新しい介護予防・日常生活支援総合事業
(要支援1~2、それ以外の者)

- 介護予防・生活支援サービス事業
 - ・訪問型サービス
 - ・通所型サービス
 - ・生活支援サービス(配食等)
 - ・**介護予防支援事業(ケアマネジメント)**
- 一般介護予防事業

【財源構成】

- 国 39.0%
- 都道府県 19.5%
- 市町村 19.5%
- 1号保険料 22%

地域支援事業

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営
 - ・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

充実

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営
(左記に加え、**地域ケア会議の充実**)
- **在宅医療・介護連携の推進**
- **認知症施策の推進**
(認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等)
- **生活支援サービスの体制整備**
(コーディネーターの配置、協議体の設置等)

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

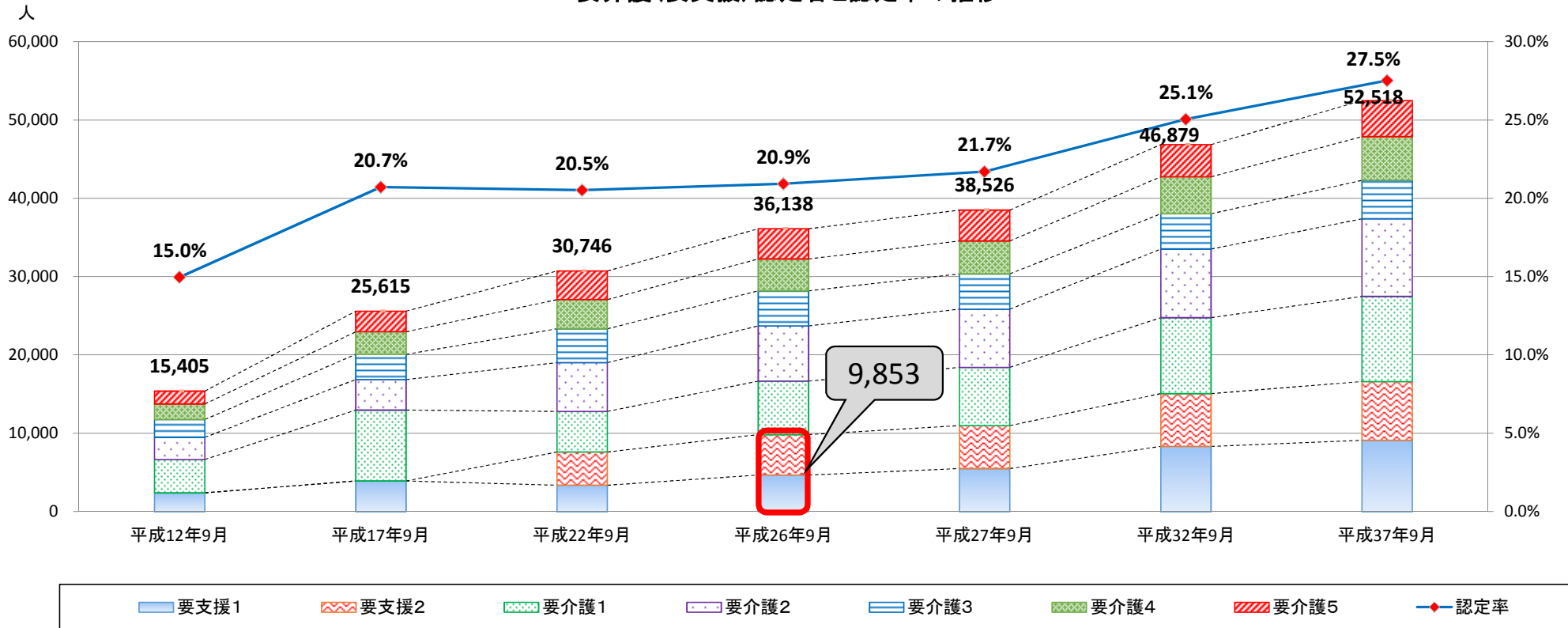
地域支援事業

(厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業」のガイドラインを一部変更)

岡山市の要介護(要支援)認定者の推移と推計

○要支援認定者は増加傾向にあり、平成26年9月現在では、9,853人となっている

要介護(要支援)認定者と認定率の推移



平成26年度までは実績(介護保険事業状況報告)、平成27年度以降は推計。
 要介護(要支援)認定者数には第2号被保険者数を含む。
 認定率=認定者数計/第1号被保険者数計

要支援者のサービス利用状況（H27.3月サービス利用分）

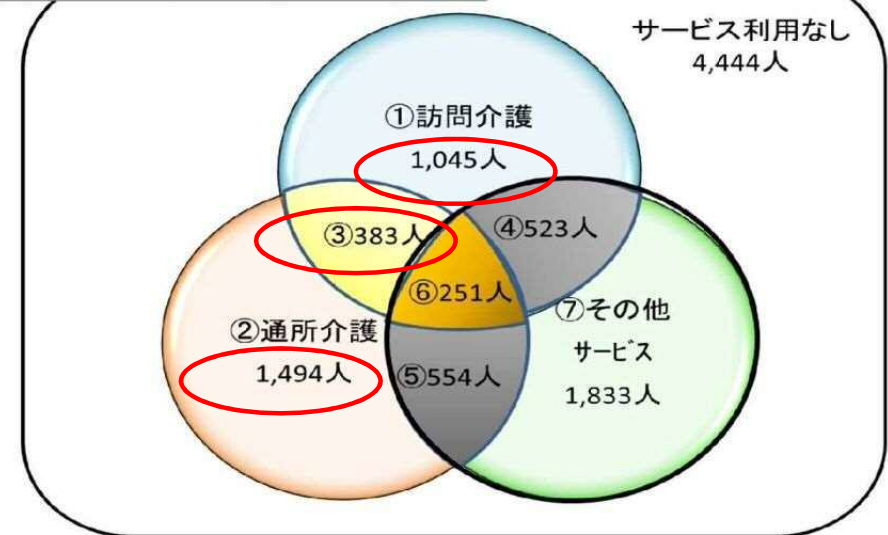
○要支援サービス利用者（①～⑦）6,083人の内、介護予防・日常生活支援総合事業移行後は、介護予防サービス計画でのサービス利用者（④～⑦）は3,161人、介護予防ケアマネジメントによるサービス利用者（①～③）は2,922人と想定される。

要支援者1.2の合計10,527人、うちサービス利用者6,083人

要支援認定の要否	介護予防サービス内容	利用者数(人)	要支援者全体に占める割合
要支援認定不要	①介護予防訪問介護のみ	1,045人	9.9%
	②介護予防通所介護のみ	1,494人	14.2%
	③介護予防訪問介護と介護予防通所介護を併用	383人	3.6%
要支援認定必要	④介護予防訪問介護とその他サービスを併用	523人	5.0%
	⑤介護予防通所介護とその他サービスを併用	554人	5.3%
	⑥介護予防訪問介護と介護予防通所介護とその他サービスを併用	251人	2.4%
	⑦その他サービスを利用（複数利用を含む）	1,833人	17.4%
—	サービス利用なし	4,444人	42.2%
総計		10,527	100.0%

※ 本表において、その他サービスは介護予防サービスのうち訪問介護と通所介護以外のサービスとする。

要支援認定者数10,527人

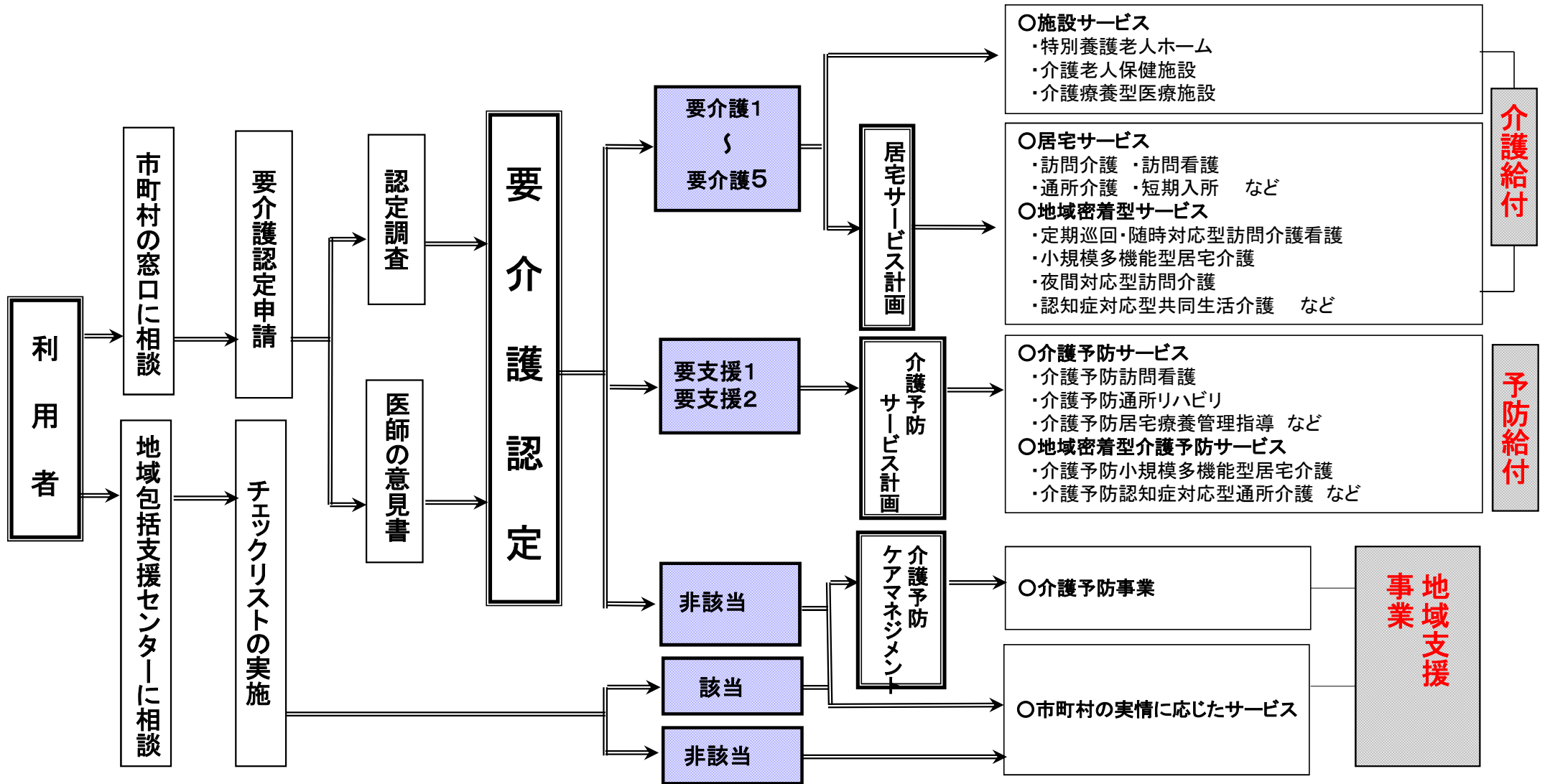


介護予防サービス利用状況（H27.3月サービス利用分）

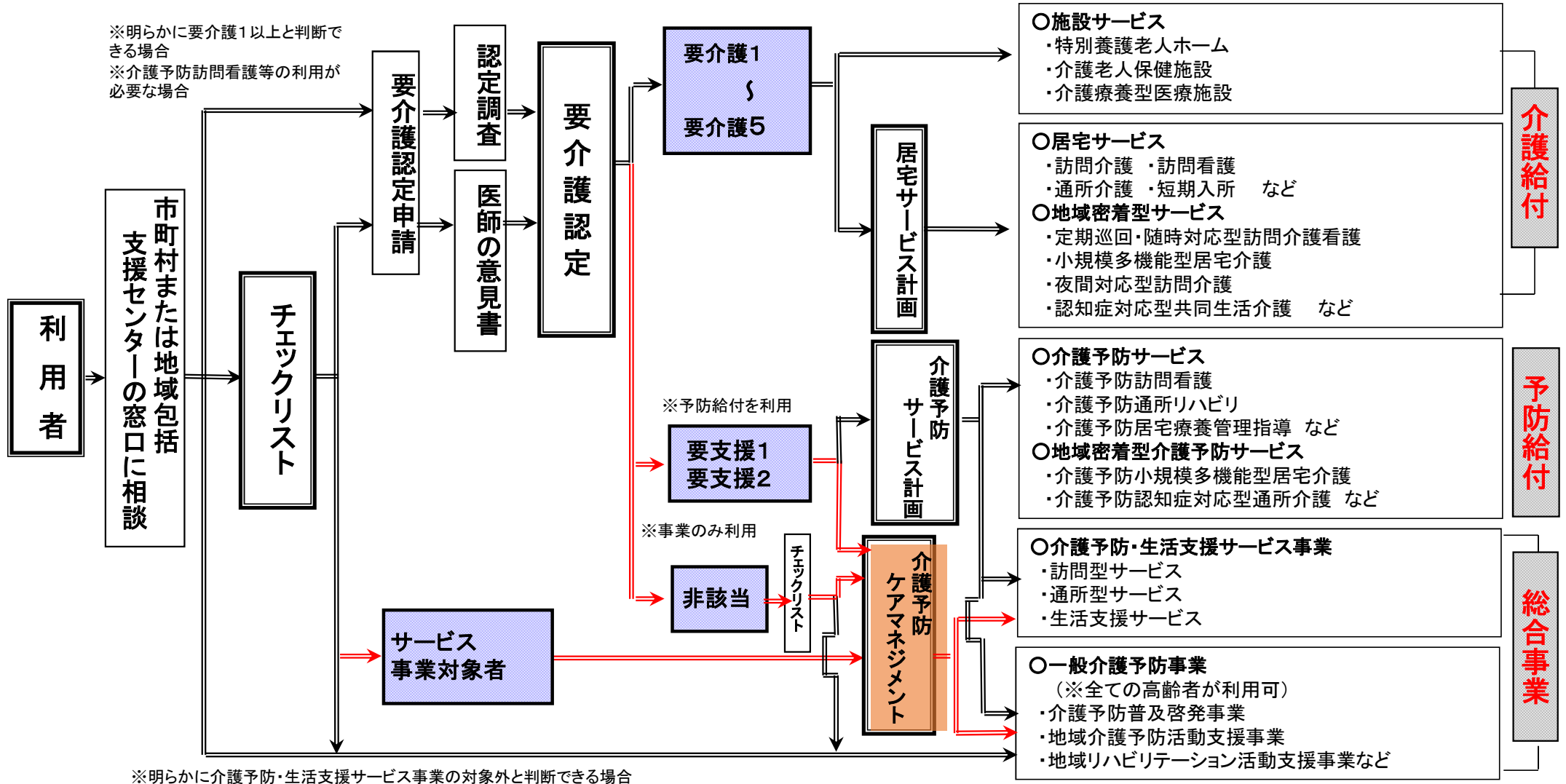


要支援認定者の内、サービスを利用している方について以下の条件により算出
 ○介護予防ケアマネジメントを利用する方（①～③）
 ⇒介護予防・日常生活支援総合事業のみを利用する
 ○介護予防サービス計画を利用する方（④～⑦）
 ⇒介護予防給付のみを利用する方、または介護予防給付と介護予防・日常生活支援総合事業とを併せて利用する方

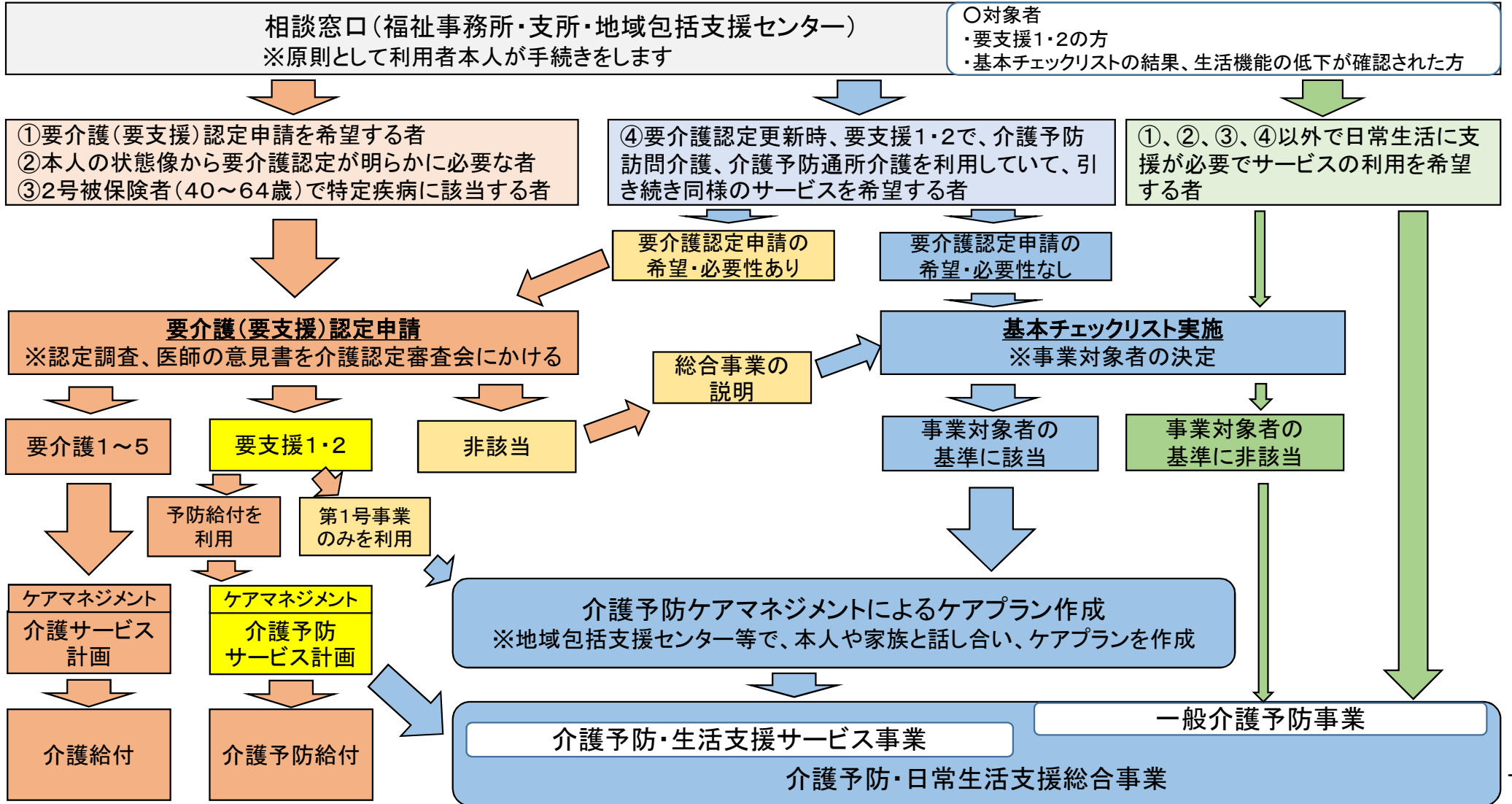
現行のサービス利用手続



総合事業実施後の利用手続



介護予防ケアマネジメント サービス利用の流れ



基本チェックリストにおける事業対象者に該当する基準

○下表の質問項目について、下表右欄の基準に該当すれば、介護予防・日常生活支援総合事業の対象者となる。

No.	質問項目	回答:いずれかに○をお付けください		事業対象者に該当する基準	
1	バスや電車で1人で外出していますか	0. はい	1. いいえ		複数の項目に支障 10項目以上に該当
2	日用品の買い物をしていますか	0. はい	1. いいえ		
3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ		
4	友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ		
5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ		
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ	運動機能の低下 3項目以上に該当	
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい	1. いいえ		
8	15分位続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ		
9	この1年間に転んだことがありますか	1. はい	0. いいえ		
10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ	低栄養状態 2項目に該当	
11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい	0. いいえ		
12	身長 cm 体重 kg (BMI =) (注)			口腔機能の低下 2項目以上に該当	
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい	0. いいえ		
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい	0. いいえ		
15	口の渴きが気になりますか	1. はい	0. いいえ	閉じこもり No. 16に該当	
16	週に1回以上は外出していますか	0. はい	1. いいえ		
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	0. いいえ	認知機能の低下 1項目以上に該当	
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか	1. はい	0. いいえ		
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい	1. いいえ		
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい	0. いいえ	うつ病の可能性 2項目以上に該当	
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1. はい	0. いいえ		
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1. はい	0. いいえ		
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる	1. はい	0. いいえ		
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい	0. いいえ		
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	0. いいえ		

(注) BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)が18.5未満の場合に該当とする

介護予防ケアマネジメントの類型について①

○国のガイドラインにより、ケアマネジメントの類型が示された。

①原則的な介護予防ケアマネジメントのプロセス（ケアマネジメントA）

- ・ 介護予防・生活支援サービス事業の指定を受けた事業所のサービスを利用する場合
- ・ 訪問型サービスC、通所型サービスCを利用する場合
- ・ その他地域包括支援センターが必要と判断した場合

アセスメント
→ケアプラン原案作成
→サービス担当者会議
→利用者への説明・同意
→ケアプランの確定・交付（利用者・サービス提供者へ）
→サービス利用開始
→モニタリング（少なくとも3ヶ月に1回）

②簡略化した介護予防ケアマネジメントのプロセス（ケアマネジメントB）

- ・ ①又は③以外のケースで、ケアマネジメントの過程で判断した場合（指定事業所以外の多様なサービスを利用する場合等）

アセスメント
→ケアプラン原案作成
（→サービス担当者会議）
→利用者への説明・同意
→ケアプランの確定・交付（利用者・サービス提供者へ）
→サービス利用開始
→モニタリング（適宜）

③初回のみ介護予防ケアマネジメントのプロセス（ケアマネジメントC）

- ・ ケアマネジメントの結果、住民主体の補助や助成のサービス利用や配食などのその他の生活支援サービスの利用につなげる場合
- ・ 一般介護予防事業利用者
（必要に応じ、その後の状況把握を実施）

アセスメント
（→ケアマネジメント結果案作成）
→利用者への説明・同意
→利用するサービス提供者等への説明・送付
→サービス利用開始

（ ）内は、必要に応じて実施

介護予防・日常生活支援総合事業におけるケアマネジメントの流れ

要支援認定者の内、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスのみ利用を希望する方
基本チェックリストを実施して事業対象者に該当

アセスメント、本人の希望

アセスメント結果と本人のサービス利用の希望を踏まえ、利用するサービスによりケアマネジメントのプロセスが決まる

ケアマネジメントA・B・Cのプロセス

ケアマネジメントCのプロセス

介護予防・生活支援サービス事業

一般介護予防事業

インフォーマルサービス

状態の重い方

元気

介護予防ケアマネジメントの類型について②

【他都市の状況】

○ケアマネジメントA

福山市、日立市：現行相当（訪問介護・通所介護）、短期集中サービス（通所C・訪問C）

稲城市：訪問A及び通所A、短期集中サービス（通所C）

松戸市：現行相当（訪問介護・通所介護）、短期集中サービス（通所C）

○ケアマネジメントC

福山市、稲城市、松戸市、日立市

⇒インフォーマルサービスを想定している。

○ケアマネジメントB

福山市：従前の予防事業があり、モニタリングを6ヶ月毎にするためBとした。

稲城市：未実施（対応するサービスがないため）

日立市：シルバー人材センターや社会福祉事業団が実施するサービスA

介護予防ケアマネジメントの類型について③

【岡山市の方向性】

○ケアマネジメントA

現在の介護予防給付と同じ流れのため、指定介護予防支援事業のサービスはケアマネジメントAとする。

⇒現行相当の通所型サービス、訪問型サービス

○ケアマネジメントC

一般介護予防事業、インフォーマルサービス 等

⇒インフォーマルサービスは地域の居場所、民間事業者を想定

○ケアマネジメントB

ケアマネジメントA及びCに当てはまらないサービスを想定

⇒実施されるサービス類型の内容により、ケアマネジメントBの設置を検討する。